

総務常任委員会記録

令和2年 第5回定例会	
1 日 時	令和2年9月16日(水) 午前10時00分 開会 午前11時15分 閉会
2 場 所	常任委員会室
3 出席委員	大 貫 毅 委員長 小 島 実 副委員長 宇賀神 敏 委員 横 尾 武 男 委員 鰐 原 一 男 委員 大 島 久 幸 委員
4 欠席委員	なし
5 委員外出席者	なし
6 説明員	別紙のとおり
7 事務局職員	小 杉 課長 湯 澤 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍聴者	なし

総務常任委員会 説明員

	職 名	氏 名	人 数
総務部	総務部長	糸井 朗	5名
	総合政策課長	篠原 宏之	
	危機管理監兼危機管理課長	矢口 正彦	
	危機管理課長補佐兼危機管理係長	高久 治勇	
	総合政策課総務係長	竹澤 佳満	
財務部	財務部長	南雲 義晴	5名
	財政課長	秋澤 一彦	
	公共施設活用課長	星井田 敬	
	税務課長	日向野久仁子	
	納税課長	金子 尚己	
消防本部	消防長	黒川 純一	4名
	消防総務課長	星野 富夫	
	予防課長	石原 幸二	
	地域消防課長	臼井 賢	
合 計			14名

総務常任委員会 審査事項

- 1 議案第 83号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）について
- 2 議案第 88号 令和2年度鹿沼市粕尾財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 3 議案第 89号 令和2年度鹿沼市清洲財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 4 議案第 90号 鹿沼市公告式条例の一部改正について
- 5 議案第 91号 鹿沼市行政不服審査会条例の一部改正について
- 6 議案第 92号 鹿沼市税条例の一部改正について
- 7 議案第 93号 鹿沼市都市計画税条例の一部改正について
- 8 議案第101号 物品購入契約の締結について

令和2年第5回定例会 総務常任委員会概要

○大貫委員長 開会に先立ちまして、お願いをいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でも、お近くのマイクにより、明瞭をお願いいたします。

また、付託された議案については、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いいたします。

今回も、常任委員会室の3密状態を回避するため、執行部出席者を従来出席者の2分の1以下としております。

このため、必要に応じ、暫時休憩し、執行部出席者を入れ替えます。

それではただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案8件であります。

それでは早速、審査を始めます。

はじめに、議案第83号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）についてのうち、関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 おはようございます。財政課長の秋澤です。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第83号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）についてのうち、関係予算の主な内容について、ご説明をいたします。

令和2年度補正予算に関する説明書、一般会計の3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

中ほどの、13款「使用料及び手数料」、2項5目「消防手数料」368万4,000円の減につきましては、消防法及び条例に基づくガソリンスタンド等の危険物タンクの検査等に係る事務手数料について、本年度の申請状況から実績を見込みまして、減額を行うものであります。

その2段下、14款「国庫支出金」、2項1目「総務費国庫補助金」の右側のページの説明欄4行目、「地方創生臨時交付金」につきましては、国の令和2年度第2次補正予算に伴う「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について、本市への交付限度額9億602万円のうち、本補正予算に計上した歳出事業の財源として、2億3,636万3,000円を計上するものであります。

なお、7月議会におきまして議決をいただきました一般会計補正予算（第4号）に、既に6億6,965万7,000円、こちらを計上済みでありまして、本補正により交付限度額の全額が歳入予算に計上されたものとなります。

続きまして、5ページをお開きください。

中段の、15款「県支出金」2項9目「消防費県補助金」7万5,000円の増につきましては、説明欄の「消防団活性化対策事業費県補助金」について、県からの交付決定を受けたことによるものであります。補助率は2分の1となります。

その2段下、17款「寄附金」1項1目「総務費寄附金」288万円の増につきましては、主に新型コロナウイルス感染症対策に向け、本年7月末までに受け入れた寄附金につい

て計上するものであります。

一番下の、19 款「繰越金」 8 億 568 万 5,000 円の増につきましては、前年度繰越金の確定によるものであります。

続きまして、7 ページをお開きください。

一番上の 20 款「諸収入」 4 項 3 目「雑入」の説明欄の上から 5 行目、「自治総合センター助成金」100 万円の増につきましては、地域防災組織の育成に係る一般財団法人「自治総合センター」からの助成金で、補助率は 100%であります。

また、一番下の、22 款「法人事業税交付金」 1 億 1,000 万円の増につきましては、税制改正に伴い、県税であります法人事業税の一部を、今年度から市町村に交付する新たな制度が立ち上げられまして、そちらの制度に基づくもので、本年度の本市への交付見込額を計上するものであります。

次に、9 ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

一番上の 2 款「総務費」 1 項 1 目「一般管理費」の説明欄、「総務事務費」600 万円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、市からの郵便物の発送件数が当初見込みより増加したことから、郵便料の増額を行うものであります。

次の、「防災対策推進費」2,261 万円の増につきましては、避難所等におけます新型コロナウイルス感染症対策として、消毒液や毛布等を購入するものであります。

次の、「新型コロナウイルス対策基金積立金」283 万円の増につきましては、感染症対策に活用することを目的として受け入れた寄附金について、基金への積立てを行うものであります。

中段から下、2 項 2 目「賦課徴収費」3,500 万円の増につきましては、市税の過誤納還付金について、本年度の実績を見込み、増額をするものであります。

少し飛びまして、21 ページをお開きください。

それでは、21 ページの上から 2 段目、9 款「消防費」のうち、1 項 2 目「非常備消防費」115 万円の増につきましては、県及び自治総合センターからの助成金を活用し、防火啓発用グッズや消防団用の簡易無線機を購入するなどの費用であります。

また少々飛びまして、25 ページをお開きください。

一番下、14 款「予備費」2 億 119 万 3,000 円の増につきましては、歳入歳出の調整額を計上するものであります。

以上で、「令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 5 号）」のうち、関係予算の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。横尾委員。

○横尾委員 おはようございます。横尾です。お世話になります。

21 ページ、非常備消防ということで、ちょっと内容説明が、全部聞き取れなかったの
で、もう一度説明を求めたいと思います。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 それでは、ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

すみません、聞き取りづらくて、大変申し訳ありませんでした。

先ほどの歳入のほうで、内容の詳細ということによろしいですか。

○横尾委員 はい。

○秋澤財政課長 申し訳ないですが、ちょっと消防のほうに答弁を代わりたいと思います。

○大貫委員長 臼井地域消防課長。

○臼井地域消防課長 地域消防課長の臼井です。よろしくお願いいたします。

横尾委員の質疑について、お答えいたします。

ご質問のありました消防団活性化対策事業費 115 万円の増につきまして、ご説明いたします。

この増につきましては、消防団活性化対策費といたしまして、消防団加入促進費、火災予防啓発の消耗品購入費として購入を予定しております。

防火啓発グッズの購入代金 10 万円及び印刷製本費といたしまして、ポスター、パンフレット、チラシ類の作成代金 5 万円であります。

また、備品購入費といたしまして、消防団員が訓練及び火災現場等で使用をします簡易無線機、トランシーバーなのですが、この購入代金として 100 万円、合わせて 115 万円であります。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 横尾委員。

○横尾委員 ありがとうございます。

昨年の 10 月の台風 19 号のときには、もう 8 時ぐらいには、ほとんどの消防団員がもう動けない状態で、もう解散せざるを得ない、そんな状況もあったのですけれども、やはり安全な状況の中で、消防団員が行動できる、安全な状況で行動ができれば、より一層の消防団の強化にもなるのかなというふうに思ったのですけれども、昨年みたいのはないと思うのですが、本当にいろんな備品といいますか、装備は必要かなというふうに思っていましたので、水になっても大丈夫なような、そういう用具とか、いろんなものが整備されているのだと思いますけれども、今後とも、そういう点については、状況の中で、そういう整備ができるのだというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○大貫委員長 ほかに質疑はございませんか。鰐原委員。

○鰐原委員 4 ページの、消防手数料、実績見込みより下がったということですが、これはガソリンスタンドの閉鎖かなんかがあると思うのですけれども、何件ぐらiyorものなのですか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。石原予防課長。

○石原予防課長 予防課長の石原です。よろしくお願いいたします。

鰐原委員の質疑について、お答えいたします。

消防手数料は、危険物製造所等の許可申請や危険物タンク検査の手数料です。

今年度 6 月までの実績は、新型コロナウイルスの影響によりまして、1 カ月平均 16 件少なくなっておりまして、金額にしますと、約 30 万 7,000 円の減額となります。

したがって、12 カ月分の見込み額としまして、合計額 368 万 4,000 円の減額補

正をするものです。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

○鰐原委員 わかりました。ありがとうございます。

続けてよろしいですか。

○大貫委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 8ページの、法人事業税交付金というのがありまして、ちょっと説明されたのですけれども、よくわからなかったものですから、ちょっともう一度説明をお願いいたします。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

こちらの法人事業税交付金なのですけれども、こちらの昨年度、平成31年度、令和元年度になりますけれども、税制改正で新たに創設された交付金でございます。

それで、昨年度のこの税制改正におきまして、消費税が10%に上がった昨年の10月1日以降からの制度ということで、まず市税であります法人住民税、この国税化率というのがそれまでもあったのですけれども、そちらの国税化率が従来の4.4%から10.3%に引き上げられました。

法人住民税、市税である法人住民税の10.4%が国税として、これは地方交付税の原資化ということで、国税として徴収をされてしまうということになります。

それで、この引き上げに伴いまして、県税であります法人事業税、法人事業税も税制改正におきましては7.7%を市町村に交付するというような新たな制度が開始されました。

この県税の市町村への交付分が、この法人事業税交付金ということになります。

令和2年度におきましては、移行期、初年度ということで、昨年の10月1日以降の分と合わせまして、全体の3.4%、県税分の3.4%を市町村に交付するというような制度となっております。

これによりまして、県の試算額は、鹿沼市に対する交付額は1億1,000万円というように見込みとなっております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。ちょっと複雑なので、私、理解しにくいのですけれども、結構です。

○大貫委員長 よろしいですか。

○鰐原委員 はい。

○大貫委員長 ほかにご質疑ございませんか。小島委員。

○小島副委員長 おはようございます。

歳出のほうで10ページ、防災対策推進費の、先ほど説明されました消毒費ということで、アルコールだと思うのですけれども、これはアルコールだけで、例えば、1,941万円。

また、その下の備品購入、機械器具というのですけれども、どんな機械なのか、説明をお願いします。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。矢口危機管理監。

○矢口危機管理監 ただいまの質疑につきましては、担当のほうから説明させようと思います。

担当のほうが廊下のほうで待機しておりますので、入室のほうの許可のほうをよろしくお願いいたします。

○大貫委員長 それでは、担当者の入室をお願いします。

(担当者入室)

○高久危機管理課長補佐 危機管理課の高久です。よろしくお願いいたします。

○大貫委員長 それでは、危機管理課、高久課長補佐、お願いします。

○高久危機管理課長補佐 それでは、防災対策推進費の内訳なのですが、アルコール消毒液のほか、マスクを3万枚、それと防災倉庫を2棟、それと毛布を3,700枚購入する予定です。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

○小島副委員長 はい、わかりました。

○大貫委員長 よろしいですか、説明。

○小島副委員長 大丈夫です。

○大貫委員長 ほかにご質疑はございませんか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と言う者あり)

○大貫委員長 それでは、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第83号中関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第83号中関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

ここで、執行部の入れ替えのため、休憩をいたします。

(午前10時18分)

○大貫委員長 それでは、休憩前に引き続き審査を再開いたします。

(午前10時19分)

○大貫委員長 次に、議案第88号 令和2年度鹿沼市粕尾財産区特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、議案第88号 令和2年度鹿沼市粕尾財産区特別会計補正予算(第1号)についてご説明をいたします。

補正予算に関する説明書「粕尾財産区特別会計」、冊子の右側に「粕尾」というインデックスが付いている箇所になりますけれども、こちらの3ページをお開きください。

今回の補正は、前年度繰越金の確定を受け調整を行うものであり、歳入につきましては、3款「繰越金」において30万3,000円を増額し、2款1項1目「財政調整基金繰入金」において、当初見込んでいた基金からの繰入金の全額を減額するものであります。

続きまして5ページをお開きください。

こちら歳出につきましては、3款1項1目「財産管理費」において、歳入歳出予算の調整額12万9,000円を財政調整基金に積み立てるものであります。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。ご質疑ありませんか。よろしいですか。

(「なし」と言う者あり)

○大貫委員長 それでは別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第88号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第88号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第89号 令和2年度鹿沼市清洲財産区特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、議案第89号 令和2年度鹿沼市清洲財産区特別会計補正予算(第1号)についてご説明をいたします。

補正予算に関する説明書「清洲財産区特別会計」の3ページをお開きください。

今回の補正は、歳入予算の更正となります。

まず、3款「繰越金」におきまして、前年度繰越金の確定を受け、28万円を増額し、2款1項1目「財政調整基金繰入金」において、同額を減額するものであります。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。ご質疑ありませんか。よろしいですか。

(「なし」と言う者あり)

○大貫委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第89号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第89号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第90号 鹿沼市公告式条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。よろしくお願いたします。

議案第90号 鹿沼市公告式条例の一部改正についてご説明をいたします。

鹿沼市公告式条例は、地方自治法に基づき、条例の公布方法を定める条例であり、現在、条例の公布は、市役所及び市内14カ所の出張所に掲示して行うこととされており

ます。

今回の改正は、近年の情報・通信技術の進展に伴い、市のホームページ、掲示場への掲示以外の方法で条例の内容を市民に周知することができるようになったことから、出張所における条例の掲示を廃止するためのものであります。

これまで、条例を掲示する際には、市役所及び各出張所 15 カ所分の文書を作成する必要がありましたが、今回の改正で、掲示場が市役所 1 カ所となることにより、文書の削減及び事務の効率化による行政改革の推進に寄与するものと考えます。

また、鹿沼市公告式条例の一部改正に伴い、同様の趣旨である 4 条例の規定も併せて改正をいたします。

施行期日は、令和 2 年 10 月 1 日を予定しております。

以上で、議案第 90 号についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。大島委員。

○大島委員 ただいまのお話を聞いて、近年はそのインターネットとか、そういうその情報技術が発展してきたので、そういったものに変えるということだったのですけれども、広く市民に情報を公開をするという精神からすると、逆行してしまうような気がするのですね。

文書そのコピーをしない部分浮くということだったのですけれども、たいして変わらないような気がします。

そういった意味では、やっぱり、その出張所にもきちんと掲示をして、広く情報公開をするべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。

ただいまの大島委員のご質疑についてお答えをいたします。

まず、コピーということなのですが、実は掲示した件数から、ちょっとご理解をいただきたいのですが、令和元年度で 351 件、実は掲示をしております。

これが 1 カ所で 351 件ですので、これを 15 カ所掛けますと 5,265 組で、そうですね、1 回当たり 2 枚程度のコピーとしますと、約 1 万枚ということになります。1 万枚が張られていますということになります。

次に、広く市民に情報ということでなのですが、各コミュニティセンターに実は今回アンケートをとりました。「掲示場でご覧になっている方、いらっしゃいますか、お客様いらっしゃいますか」。

そうしたところ、残念ながら、各コミセンからは見て、「市民が見ているのは見たことありません」という答えがまずありました。

ということで、次に、インターネット等々、ホームページ等々なのですが、改正した場合には、直ちに情報発信をしておりますので、私個人とすれば、広く周知をして、多くの方に見ていただくように、これからも努力していきたいと思っております。

ということで、現状を鑑みて、それから、枚数が、私が考えていたよりも、実際多かったというところで、今回他市の事例も鑑みまして、実は現在 14 市中、実は 7 市が本庁舎のみという現状もあります。

そういったところも考えまして、本市も本館のみの掲示ということで進めさせていた
だきたいというのが今回の提案でございます。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 大島委員。

○大島委員 説明はわかりますけれども、1万枚コピーしたって、1枚10円にしたって、
10万円ぐらいですか。それで金額に変えられない情報公開の意味というのがあるのでは
ないかなとは思うのですけれども、確かに市役所の前の掲示板がもう、私も本当にごく
たまにしかのぞきません。

では、そのインターネット上に情報を出して、何人の市民の方が見てくれるかなとい
う疑問も残るわけなのですけれども、市民に対してのその情報公開の方法というのは、
多ければ多いほうがいいのだと思うのですよね。

そういった意味では、両立てでやっていたらいいとは思っていますけれども、ほか
の行政なんかも鑑みて、そういう決断をしたのでしょうから、仕方ないと思いますけれ
ども、市民に対するその情報の機会は、なるべく減らさないでほしいと思います。以上
です。

○大貫委員長 ほかにご質疑ございますか。鰐原委員。

○鰐原委員 私は今回のこの条例改正に賛成の観点からちょっとお聞きしたいのですけれ
ども、広報紙とかね、ホームページということの掲載だと思うのですけれども、今後こ
の掲載はね、ほかの手段も考えられるということがありますか、伺っておきます。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。

ただいまの鰐原委員のご質疑にお答えいたします。

これからのPR方法という趣旨かと思いますが、今現在、我々が、職員が鹿沼市とし
て採用しているのが、まず市のホームページ、それから広報紙と、それから全体を見ま
すと、各コミセンで頑張って、地域の情報なり、市全体の情報を発信していただい
ております。

これは各家庭に1枚ずつ届くと理解しております。

それから、毎月1回、市長の記者会見で、これはケーブルを通じて、ニュース発信を
しております。

それから、最近では、以前、観光をきっかけにしまして、「鹿沼ファン」というもの
をつくりまして、例えば、今どここの花が咲いたよとか、大芦川がこうなっているとか
いうところを登録した方に情報発信をする、メールとかで情報発信するような形もやっ
ております。

ということで、これらを様々に組み替えまして、今後、できれば、直接お客様に届く
というのが一番いいと思いますので、その辺はいろんな方法を検討いたしまして、多く
の方に情報発信をしていけるような方法を常に考えていきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○鰐原委員 わかりました。

○大貫委員長 ほかにご質疑ございますか。

(「なし」と言う者あり)

- 大貫委員長 それでは、よろしいでしょうか。
別段質疑もないようですのでお諮りをいたします。
議案第 90 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。
〔異議なし〕という者あり
- 大貫委員長 大島委員、よろしいですか。
○鰐原委員 採決とらなくていいの。
○大貫委員長 よろしいですか。
○大島委員 はい。
○鰐原委員 委員長、反対の意見があるので、採決とらなくていいの。
○大貫委員長 確認をして、「異議なし」ということです。
○鰐原委員 ああ、そう。
○大貫委員長 確認いたしましたので、はい、よろしいですか。
○大島委員 はい、結構です。
○大貫委員長 進めさせていただきます。
それでは、ご異議なしと認めます。
したがって、議案第 90 号については、原案どおり可とすることに決しました。
次に、議案第 91 号 鹿沼市行政不服審査会条例の一部改正についてを議題といたします。
- 執行部の説明をお願いいたします。篠原総合政策課長。
- 篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。よろしくをお願いいたします。
議案第 91 号 鹿沼市行政不服審査会条例の一部改正についてご説明をいたします。
鹿沼市行政不服審査会は、申請に対する不許可処分など、市から不利益な処分を受けた市民や事業者からの審査請求の審査を行う組織であります。
今回の改正は、審査会の委員を、事件ごとの委嘱から常設の委員に変更するためのものであります。
現行の規定では、審査請求が提出されてから弁護士会等に委員の推薦を依頼する必要があり、その推薦を得るのに 1 カ月程度かかるため、市民からの審査請求があった場合に、迅速に行政不服審査会に諮問することができるよう、事件の有無にかかわらず、あらかじめ委員を委嘱できるよう条例を改正するものです。
委員の任期は 3 年、委員の数は 3 人とし、弁護士 2 人と行政経験者 1 人の委嘱を予定しております。
また、専門性の高い審査請求が提出された場合に備え、専門委員を置くことができる規定を追加いたします。
条例の施行期日は、令和 2 年 11 月 1 日としております。
以上で、議案第 91 号についての説明を終わります。よろしくをお願いいたします。
- 大貫委員長 執行部の説明は終わりました。
質疑のある方は順次発言を許します。鰐原委員。
○鰐原委員 事件ごとから常設に変えるということで、その費用は、どのように変わるのか、変らないのか、ご説明願います。
○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。よろしくお願いいたします。

ただいま鰐原委員のご質疑でございますが、現在も行政不服審査会条例、これはあります、審査会はありますので、予算はとっておりますが、その際、弁護士1人には1日1万2,000円。それから元職員等々につきましては、7,300円という決まりがございます。

それで、これを改正案としまして、先ほど申し上げましたように、弁護士2人、元職員1人というケースで想定しますと、1万2,000円が2人ですので、約4,000円ほど増えるかと思えます、予算的にはですね。これは年間予算です。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

鰐原委員、よろしいですか。鰐原委員。

○鰐原委員 年間4,000円ほど増えるというのですけれども、ちょっと意味がね、件数ごとでやっている、件数が多い年はそれだけ1日1万2,000円の手間があるわけでしょう。

そうすると、常設の場合は、その件数には関係ないのですか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。

先ほどの鰐原委員のご質疑に対しまして、申し訳ありません。修正をさせていただきます。

基本的に、行政不服審査会というのは、年間それほどないという前提に基づきまして、1回程度の予算ということで計上しております。

ですので、先ほど私が年と言いましたが、1回、その先ほどの金額、弁護士さんが1万2,000円、元職員が7,300円ということで、年間1回程度あるかなということで、想定をしております。

以上で説明を終わります。申し訳ございませんでした。

○大貫委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 件数が少なかった、少ないということ、ほとんどないということですね。わかりました。ありがとうございます。

○大貫委員長 よろしいですか。

○鰐原委員 はい。

○大貫委員長 ほかにご質疑ございませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○大貫委員長 それでは、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第91号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第91号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第92号 鹿沼市税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。日向野税務課長。

○日向野税務課長 税務課長の日向野です。よろしくお願いいたします。

議案第 92 号 鹿沼市税条例の一部改正についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、令和 2 年度税制改正及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置による地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税においては、中小事業者等に対する固定資産税の軽減措置、市民税においては、未婚のひとり親に対する税制上の見直し、また、市たばこ税においては、軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し等及び条ずれ等に合わせた整備を行うものであります。

主な改正点についてご説明いたします。

新旧対照表 3 ページをお開きください。

まず、第 1 条による改正分といたしまして、附則第 10 条につきましては、法附則第 61 条の読み替え規定により、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る令和 3 年度分の固定資産税を軽減するものであり、令和 2 年 2 月から 10 月までの間の連続する 3 カ月の間の事業収入の、対前年同期比の減少率により、2 分の 1 又は全額を軽減するものであります。

この措置による減収額については、全額国費で補填されます。

また、法附則第 62 条の読み替え規定として、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、現行では、中小事業者等が生産性向上特別措置法に規定する「認定先端設備等導入計画」に従って導入した先端設備等に該当する、一定の償却資産について、固定資産税の課税標準軽減率を 3 年間「零」とする特例措置がされておりますが、今回の改正では、その対象資産に事業用家屋と構築物を追加するものであります。

また、次のページになりますが、4 ページの 附則第 10 条の 2 第 17 項につきましては、その軽減の率について現行と同率の「零」とするものであります。

この措置の拡充・延長による減収額については、全額国費で補填されます。

次の行の、附則第 15 条の 2 の軽自動車税の環境性能割の非課税につきましては、令和元年 10 月の消費税率引き上げに伴う対応として、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に軽自動車を取得した場合、環境性能割の税率を 1 % 分軽減しておりますが、今般の新型コロナウイルスの影響に伴い、この特例措置の適用期間を 6 か月間延長し、令和 3 年 3 月 31 日までに取得したものを対象とするものであります。

なお、この措置による減収額につきましては、全額国費で補填されます。

第 1 条による改正分の施行日につきましては、公布の日となります。

続きまして、第 2 条による改正分となりますが、第 24 条の個人市民税の非課税の範囲につきましては、法第 292 条第 1 項第 12 号に「ひとり親」が新たに規定されたため、法第 292 条第 1 項第 11 号の寡婦についての規定を整備し、従来の寡夫、これは夫ですが、をひとり親の規定の範囲に含めるために削除するものであります。

6 ページをお開きください。

次に、第 94 条につきましては、市たばこ税の課税標準について、現在、たばこ税は、製品重量 1 グラムの紙巻たばこ 1 本に換算して課税する重量比例課税が取られておりますが、段階的に本数課税とするよう改正が行われ、令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの間、重量が 0.7 グラム未満の葉巻たばこ 1 本を紙巻たばこ 0.7 本と換算す

るものであります。

8ページをご覧ください。

次に、附則第17条につきましては、法附則第34条第4項の改正に伴い、低未利用土地等を譲渡した場合に、長期譲渡所得に係る課税の特例を適用する規定であり、土地基本法に規定する低未利用土地等を譲渡した場合に、長期譲渡所得の金額から、100万円を控除できるとしたものであります。

第2条による改正分の施行日につきましては、第94条が令和2年10月1日、それ以外のものは令和3年1月1日となります。

続きまして、9ページをご覧ください。

次に、第3条による改正分となりますが、第25条につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、政府の自粛要請を踏まえて一定の文化芸術・スポーツイベントを中止した主催者に対し、所得割の納税義務者が、一定の入場料金等の払戻請求権を放棄した場合、住民の福祉の増進に寄与するものとして市長が指定するものを一定の期間内にした場合には、寄付金を支出したものとみなして税額控除の対象とするものであります。

次に、10ページをご覧ください。

第26条につきましては、令和元年10月の消費税率10%適用の際に、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合に、住宅ローン控除の控除期間が3年延長されておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置が講じられている場合には、その対象者についても、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するものであります。

この適用要件の弾力化による措置については、全額国費での対応となります。

第3条分による改正につきましては、令和3年1月1日となります。

次に、第4条による改正分となりますが、第19条以降につきましては、法第326条第1項の改正に伴うものであり、法人市民税において、国税における連結納税制度の見直しとグループ通算制度への移行に係る改正に伴う規定の整備をするものであり、連結納税制度の規定の削除やグループ通算制度の規定追加による削除や項ずれとなります。

ページが飛びまして、19ページをお開きください。

第94条の市たばこ税の課税標準につきましては、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間、0.7グラム未満の葉巻たばこについて0.7本の紙巻たばことみなして課税することとなっておりますが、段階的な対応といたしまして、令和3年10月1日から、葉巻たばこ1本につき、紙巻たばこ1本と換算することとしたものであります。

第4条による改正分の施行日につきましては、第94条が令和3年10月1日となり、それ以外のものは令和4年4月1日となります。

なお、そのほかにつきましては、法の改正に伴う用語の整理、引用条項等の整理を行うものであります。

以上で、議案第92号 市税条例の一部改正についてのご説明を終わります。よろしくお願いたします。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。質疑ございませんか。

(「ちょっと待ってて」と言う者あり)

○大貫委員長 はい。

小島委員。

○小島副委員長 固定資産税の特例措置で、先ほど2分の1という話がありましたけれども、それをもう少し、それちょっと聞き逃してしまったのかなと思うのですけれども、基準、例えば、どのくらい減収したから2分の1とか、その基準、説明したのだと思うのけれども、ちょっとどなたかで、もう一度お願いします。

○大貫委員長 最初のあれかな。

○小島副委員長 うん、最初。

○大貫委員長 償却。わかりましたか。はい。

執行部の説明をお願いします。日向野税務課長。

○日向野税務課長 税務課長の日向野です。

小島委員の質疑についてお答えいたします。

固定資産税の減免につきましては、先ほど申し上げました令和2年2月から10月までの間の連続する3カ月間ということで、事業収入が昨年度の同期比と30%から50%の減収したものが2分の1、50%以上が全額となります。

ただ、それにつきましては、認定経営革新等支援機関等というところ、要するに税理士さんとか、公認会計士さん、あとは商工会議所等でも確認できるのですが、そういうところでその売り上げ減少の要件を満たしているかという確認を、認定を受けることになっております。

それをしてから、1月の末までに提出していただくことになっております。

以上で説明を終わります。

○小島副委員長 わかりました。よくわかりました。ありがとうございます。

○大貫委員長 よろしいですか。

鰐原委員。

○鰐原委員 説明を聞いてもわからないのですよ。

それで、これ、市民に通知する方法、どのように市民にこういく、税が控除されますよ、それが全て国費で負担されるから、市が持つべきものではないですね。

ですけれども、市民にどのようにお知らせするのか、お願いいたします。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。日向野税務課長。

○日向野税務課長 税務課長の日向野です。よろしくお願いいいたします。

鰐原委員の質疑についてお答えいたします。

こちらにつきましては、現在、市のホームページに概要をアップしております。

そこで、様式等もダウンロードできるような状態になっております。それは認定経営革新支援機関等の認定を受ける必要があるため、早目にお知らせしているものです。

それで、全体的といたしましては、12月に償却資産申告書を郵送するため、そのときに減免のチラシ等を同封する予定としております。

あとは、詳しいことにつきましては、ホームページ上で中小企業庁のホームページを参考にいただければということで、載せております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 はい。

○鰐原委員 ホームページを見なければ、だめだということ。

○大貫委員長 大島委員。

○大島委員 4ページの軽自動車税のこれ減額措置だと思うのですが、減収分は国費で補填されるということなのですか、予想される減収分というのはわかりませんか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。日向野税務課長。

○日向野税務課長 税務課長の日向野です。よろしくお願いいたします。

軽自動車税の環境性能割の非課税の影響額になりますけれども、こちらとして想定しているものとしたしましては、令和2年度分で129万7,000円程度。

令和3年度で、64万8,000円程度ということで、全部で194万5,000円を想定しております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 大島委員。

○大島委員 了解しました。

次、6ページで、たばこの税金が何か、グラム換算から本数になるというので、これは逆にその増収になることになるのかなと思うのですが、そこで予想される増税分というのがどのくらいか、予想していますか。

○大貫委員長 日向野税務課長。

○日向野税務課長 税務課長の日向野です。

大島委員の質疑についてお答えいたします。

市たばこ税につきましては、現在、段階的に税率の改正を行われておりまして、本数は減っておりますけれども、全体的に税収とかは増えている状態です。

ただ、この葉巻たばこから紙巻たばこになるという点におきましては、市ではほとんど申告されていないため、影響はないものと見ております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。大島委員。

○大島委員 それは了解しました。

実は、次、9ページの新型コロナウイルス感染症に対する税額控除の特例で、所得割の納税義務者がというのは、これ具体的にどういう人が教えてください。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。日向野税務課長。

○日向野税務課長 税務課長の日向野です。よろしくお願いいたします。

市民税につきましては、均等割と所得割、かかる方がいらっしゃいまして、その均等割というのは、今県税と合わせまして、3,500円と、3,500円と5,500、5,700円だったかな。

ちょっと待ってください。すみません。

市民税だけで3,500円になっております。あと県民税がかかっております。

それがかかっている方は均等割なのですけれども、所得割といいますと、所得が出た方で、こちらのほうが、所得割という金額でかかっている方になります。

その方に対して、税額の控除ができるということになります。

以上の説明でよろしいでしょうか。すみません。

○大島委員 わかったような、わからない。

○大貫委員長 よろしいですか。

はい、ほかに質疑ありますか。

(「なし」と言う者あり)

○大貫委員長 はい、それでは別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 92 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 92 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 93 号 鹿沼市都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。日向野税務課長。

○日向野税務課長 税務課長の日向野です。よろしくお願ひいたします。

議案第 93 号 鹿沼市都市計画税条例の一部改正についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置による地方税法等の一部改正に伴い、都市計画税条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表 20 ページをお開きください。

まず、第 1 条による改正といたしまして、附則第 15 項につきましては、法附則第 61 条の改正により、固定資産税と同様、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、事業用家屋に係る令和 3 年度分の都市計画税を軽減するものであり、令和 2 年 2 月から 10 月までの間の連続する 3 か月間の事業収入の、対前年同期比の減少率により、2 分の 1 又は全額軽減するものであります。

この措置による減収額については、全額国費で補填されます。

また、第 2 条による改正につきましては、令和 3 年 1 月 1 日施行の地方税法により、法附則第 61 条の規定が第 63 条に条ずれしたための改正であり、第 1 条による改正の施行日は、公布の日、第 2 条による改正の施行日は、令和 3 年 1 月 1 日となります。

以上で、議案第 93 号 鹿沼市都市計画税条例の一部改正についての説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。大島委員。

○大島委員 多分、前回聞いたのと同じなのですけれども、これも国費で補填されるということなので、コロナ対策で、市民に対しては、軽減するけれども、鹿沼市としては減収にはならないという理解でいいのだと思うのですけれども、予想される減収、補填額というのはわかりますか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。日向野税務課長。

○日向野税務課長 税務課長の日向野です。よろしくお願ひいたします。

この固定資産税の減免につきましては、固定資産税と同様、都市計画税におきまして

も、市内に1億円以下の法人数というのが、固定資産税で2,756、都市計画税上で、ちょっと、私、今数字持ってないのですけれども、それがありまして、また、個人の事業者については、算定できないところあります。

その中で、コロナの影響を受けている方というものが、なかなか掴めていないところなものですから、なかなか影響額は今のところ想定できないような状態です。

以上で説明を終わります。

○大島委員 以上です。

○大貫委員長 ほかに質疑はございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第93号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第93号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第101号 物品購入契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。高久危機管理課長補佐。

○高久危機管理課長補佐 危機管理課、課長補佐の高久です。よろしくお願いたします。

議案第101号 物品購入契約の締結についてご説明いたします。

本市の施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、体温計測用のサーマルカメラ18台の購入に係る指名競争入札を去る8月25日に行いました。

その結果、北関東総合警備保障株式会社が、税込み683万1,000円で落札したので、本契約を締結するためのものであります。

なお、サーマルカメラにつきましては、全てのコミュニティセンター、いちごっこ広場、鹿沼市総合体育館、まちの駅新鹿沼宿、情報センターに配備いたします。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。大島委員。

○大島委員 このサーマルカメラについては、前回議場でちょっと質問させていただきまされたけれども、今、市役所の入り口にサーマルカメラ、設置してありますよね。

どれだけの方があれを、あの前できちんとやっているかどうか。

見ている、皆さん、何か素通りしていて、ただ置いてあるだけのような気がするのですよ。

議場でも設置することよりも、その運用をすることが大切だから、案内看板とかをきちんと出したほうがいいのではないかと思うのです。

今の場所に置いてあるのだったら、風除室の前に持って行ってきちんとそこを通らないと入れないような仕組みにしないと、ただ置いてあるだけになってしまいます。

その設置することによって、コロナウイルスの拡大防止に資するというで書いてありますけれども、設置するだけではだめなのですよ。

どう運用するかが本題で、これがコミセンにどのように置かれて、どのように来場者の監視になるのかわからないですけれども、ほかの行政なんか見ると、もう少し入り口

の近いところであって、必ずそこで確認をしないと中に入れないような仕組みになっていますね。

その仕組みを行わないのだったら、これはコロナウイルス感染対策をやっているという証拠づくりであって、何ら意味をなさないと思うのです。

そのところ、お答え願えますか。

○大貫委員長 高久危機管理課長補佐。

○高久危機管理課長補佐 危機管理課、課長補佐の高久です。

サーマルカメラの運用基準についてでありますけれども、現在、運用基準等はありません。

栃木県が定めている警戒度に応じた行動基準などが判断基準になると思われま

す。現在、栃木県の警戒レベルは4段階のうち、上から3番目の感染拡大注意になっています。

建物入り口付近にサーマルカメラを設置しておりますが、現在は来訪者の体調管理の目安として利用しています。

今後は、運用基準について、専門部局である保健福祉部や関係部局と協議をしてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。大島委員。

○大島委員 やっぱり運用基準がなくて、ただ設置するというのは、非常にまずいです。

それは大至急決めていただきたいと思います。

ちなみに、北関東総合警備保障から683万1,000円で18台、1台当たり37万9,500円と出ていますけれども、これは機械ばかりではなくて、そのパソコンを通して、データを録画するとか、いろいろのその仕組みも入っての金額だと思うのですけれども、購入一式のこの請負金額の中身をちょっと教えてもらっていいですか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。高久危機管理課課長補佐。

○高久危機管理課長補佐 危機管理課課長補佐の高久です。

請負金額の中身ということですが、請負金額としては、先ほど伝えましたとおり、18台で683万1,000円でございます。税込みでございます。

1台当たりに換算しますと税込みで、37万9,500円となります。

一式で計算しておりますので、細かい部分的な費用の算出等はしておりません。

あとは、細かい。

○大島委員 あ、いいです。閉じてもらって、次のほうで、すみませんが。

○高久危機管理課長補佐 以上で説明を終わります。

○大貫委員長 大島委員。

○大島委員 すみません。これ危機管理で、コロナウイルス感染対策を本当にこれで防止する気持ちでやっているのですよね。

1台当たりということとは、何ですか、1カ月分のデータを記録するものがついているのか、それとも、中央のそのコンピューターかどこかに集めて、その記録をして、管理・監視を行うのか。そういった、これ先ほどのその運用にも関連するのですけれども、どうもそのところがよく見えてこないのですね。

だから、それがないと、単に本当に機械を設置して、こういうふうにやっていますよという証拠づくりで、何ら真剣な危機管理というか、コロナ対策にならないと思うので、そのところもちょっとわかれば教えてください。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。高久危機管理課長補佐。

○高久危機管理課長補佐 危機管理課、課長補佐の高久です。

カメラの映像期間の録画ですが、1カ月録画できるような機械になっております。

そのほか、AI機能も搭載をしております、環境に順応した体温測定ができるほか、顔認識機能なども有しております、そういったものができることになっております。

そちらの集中管理ということですが、まだ現在、そういった運用基準がありませんので、その辺も含めて、今後関係部局と協議のほうをしてまいりたいと思います。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 大島委員。

○大島委員 その運用基準がしっかりできることを前提に了解したいと思います。

○鰐原委員 運用基準できたら、提出してもらえば。

○大貫委員長 横尾委員。

○横尾委員 ちなみに、この入札の業者というのは、何社ぐらい入ったのでしょうか。

○大貫委員長 高久危機管理課長補佐。

○高久危機管理課長補佐 指名業者は全部で7社、指名のほうをしております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 横尾委員。

○横尾委員 北関東総合警備保障みたいなどころになっているのですけれども、薬品会社とか、そういう医薬関係とか、そういうのも入ったのでしょうか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。どんな業者が。

高久危機管理課長補佐。

○高久危機管理課長補佐 危機管理課、課長補佐の高久です。

業者の指名者選定基準ということですが、コスト縮減の観点から、予定価格による指名水準、行政指名数10社を一応目安としつつ、市内の登録業者2社を基本としまして、特殊な物品であることを踏まえまして、本市にサーマルカメラを導入実績のある市内業者1社とサーマルカメラに関する定評のあった市外登録業者4社ということで、指名のほうをさせていただきました。

以上で説明を終わります。

○横尾委員 わかりました。結構です。

○大貫委員長 では、ちょっとここで、委員長として、私からちょっと質疑させていただきたいと思いますので、ちょっと委員長を交代させていただきます。

(委員長交代)

○大貫委員長 先ほど大島委員からも何度か聞かれておりますけれども、これは物品契約の、契約でありますけれども、その大前提となるのが、やっぱり、これを購入することによって、どういうふうにもその運用されて、コロナ対策として、有効に機能するのかわかるところが、やっぱりひとつわからないと、我々もその、何ていいますかね、判断のしようがない部分もありますので、これが有効なのだということを、ぜひおし

していただきたいのですけれども、そのためには、まだ現時点で運用基準はないということですが、これがきちんと運用基準をされて、有効に活用されるのだというところを、我々にちょっと明確に示していただきたいと思うのですけれども、よろしくお願いたします。

○小島副委員長 説明を求めます。矢口危機管理監。

○矢口危機管理監 危機管理監の矢口です。

サーマルカメラの運用基準ということであります。

今現在ですね、今現在のサーマルカメラにつきましては、市内の、それと県内の感染状況、それと県の4段階の警戒レベル、そういったものを踏まえて、今現在は来庁者の自己啓発という活用にとどめております。

それで、そうはいいまして、できるだけあのカメラを有効活用して、来庁する方に、各様啓発という形で生かしてもらおうという意味で、カメラの前にアルコール消毒液、来庁の際にはアルコールで消毒してほしいということで、玄関入ってすぐにアルコール消毒液が置いてありますけれども、そこに来れば、サーマルカメラで体温が確認できるというような形はとっております。

それで、今後、今現在、今は感染状況、先ほど申し上げましたように、感染状況はそれほど深刻な状況にはなっていない。

それと県内においても、レベル4のうちのレベル2の状況でとどまっているというような形ですので、これから第2波、第3波という形で、本格的な形での対応策、公共施設の建物の中での感染防止というものに相当力を入れていかななくてはならないというような状況になったときには、今と違った形での活用というものは、当然必要になってまいります。

ですから、誰もがサーマルカメラの前を通らないと、役所の中に入れない。

それで、場合によっては、熱がある方につきましては、一度お声のほうを掛けさせていただいて、場合によっては、別のところで要件のほうを足していただくというような体制、こういったものを今現在内部で調整のほうを進めております。

ですから、今現在は、こういった自己啓発にとどめている。

これからにつきましては、今後の感染拡大というものをにらんだ上で、内部的な調整というものを進めているというような状況です。

以上で説明を終わります。

○小島副委員長 執行部の説明は終わりました。

○大貫委員長 了解いたしました。

○小島副委員長 委員長と交代します。

(委員長交代)

○大貫委員長 ほかにご質疑ございますか。

大島委員。

○大島委員 運用規定について、今再三言っていますけれども、そのことが普通は決まって、発注になったと思っているのですけれども、運用規定を早急に示していただくことを前提に賛成したいと思います。

○大貫委員長 ほかにご質疑ございませんか。

○鰐原委員 大島さんの意見に賛成です。

○大貫委員長 それでは、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 101 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 101 号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において本委員会に付託されました案件の審査は、全て終了いたしました。

ここで今回は、任期最後の委員会でございますので、正副委員長からご挨拶をさせていただきますと思います。

1 年間でありましたけれども、大変お世話になりました。

常任委員会室もこんなような状況で、まさにコロナウイルスの感染症の拡大のさなかで、危機管理課の皆さん初め、やっぱり大変なご苦労をされているかと思えます。

先ほど来、いろんな議論がありましたけれども、ぜひこれらの議論も受け止めていただいて、ぜひ鹿沼市のコロナウイルス対策の充実を初め、様々な面についてご尽力を賜れればと思います。

1 年間お世話になりました。ありがとうございました。

○小島副委員長 皆さん、1 年間大変お世話になりました。

コロナ禍の中で、執行部の皆さんも何かと大変かと思えます。

我々議会としても、コロナ終息に向けて、これからも頑張っていきたいと思えます。

本当に 1 年間、大変お世話になりました。ありがとうございました。

○大貫委員長 それでは、以上をもちまして、常任委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

(閉会 午前 11 時 15 分)